

京都市桃山東第二土地区画整理組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更を土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成25年5月20日

京都市長 門川 大作

- 1 組合の名称 京都市桃山東第二土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2 京都三条大橋ビル4階
一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内
- 3 施行地区 京都市伏見区桃山町大島，同区桃山町和泉，同区桃山町因幡，同区桃山町丹後及び同区桃山町養育の各一部
- 4 事業施行期間 平成9年3月13日から平成26年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成9年3月13日
- 6 変更認可の年月日 平成25年5月15日

(建設局都市整備部市街地整備課)